

墓地経営許可申請に必要な書類(個人墓地)

1. 事前協議時に提出する書類(条例第4条関係)

- (1) 墓地等(経営・変更)計画協議書(様式第1号)
 - (2) 墓地等の区域の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
 - (3) 墓地等の区域の自己所有に関する書類
 - (4) 申請地及び隣接地の公図
 - (5) 他法令の許可等について、所轄機関の手続等を記入した書類
 - (6) 墓地等の区域の現況写真
 - (7) 墓地等を経営しようとする理由を記載した書類
 - (8) 墓地の区域の周囲200メートル以内の付近見取図(墓地の区域及び当該区域の境界線からの水平距離が、100メートル以内の区域を記すること。)
 - (9) 区域を明らかにした図面、墳墓の区画面
 - (10) 市長が必要と認める書類
- ※墓地等計画の変更により、上記書類に変更があるときは、速やかに訂正し、提出しなければならない。

2. 標識の設置後に提出する書類(条例第5条関係)

- (1) 標識設置届出書(様式第3号)
- (2) 標識を設置した場所を明示した図面
- (3) 標識の設置の状況及び記載内容がわかる写真

3. 隣接住民等との協議後に提出する書類(条例第7条関係)

- (1) 隣接住民等協議結果報告書(様式第5号)
- (2) 提示及び協議で使用した資料
- (3) 市長が必要と認める書類

4. 周辺住民等との協議後に提出する書類(条例第8条関係)

- (1) 周辺住民等協議結果報告書(様式第6号)
- (2) 協議で使用した資料
- (3) 意見申出書の写し
- (4) 市長が必要と認める書類

5. 申請時に提出する書類(条例第10条関係)

- (1) 墓地等経営許可申請書(様式第7号)

6. 工事完了後に提出する書類(条例第19条関係)

- (1) 墓地等工事完了届出書(様式第15号)

7. 祭祀を承継した後に提出する書類(条例第18条)

- (1) 地位承継届出書(様式第14号)
- (2) 前経営者が交付を受けた墓地等経営許可証
- (3) 墓地の所有権が届出者に移転したことを証する墓地の区域の登記事項証明書(全部事項証明書に限る)